

第三十回国会 商工委員会 議録 第五号

昭和三十三年十二月二十三日(火曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事中村 幸八君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

岡部 得三君 岡本 茂君

加藤 高藏君 鹿野 彦吉君

菅野和太郎君 木倉和一郎君

中井 一夫君 西村 直巳君

濱田 正信君 細田 義安君

南 好雄君 渡邊 本治君

板川 正吾君 今村 等君

内海 清君 大矢 省三君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君

出席政府委員

通商産業政務次官 中川 俊恩君

通商産業事務官

(通商局長) 松尾泰一郎君

中小企業局長官

岩武 照彦君

委員外の出席者

通商産業事務官

(中小企業指 馬場 靖文君

専 門 員 越田 清七君

十二月十九日

輸出入取引法の一部を改正する法律案反対に関する請願(石山權作君紹介)(第一四九号) 小売商振興のための法律制定に関する請願外十一件(池田順治君紹介)(第一五一号)

日中貿易再開に関する請願(久保田鶴然君紹介)(第一五二号) 中小企業等災害対策の制度化に関する請願(助川良平君紹介)(第一五三号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 小売商業特別措置法案(内閣提出第二一号) 商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第一三三号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。 小売商業特別措置法案及び商業調整法案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告があります。逐次許可をいたします。中井一夫君。

○中井(一)委員 私はただいま上程の小売商業特別措置法案につきまして質疑をいたすものでございますが、おそらく五時間ばかりかかると思いますが、御了承を願います。 政府が本案を提出せられるに至りました背景は、中小企業問題の重要性にある、よってその一般的な対策をまずもって明白にいたしておくことは、本案審議の基礎的前提として必要であると信ずるのでございます。従って私は、この際委員長に特に本案自体以外、中小企業の根本的な基礎問題についても政府の所信をただすことをお許しいただきたいのであります。

わが国の商工業は国民経済の過半を動かしておるのみならず、実に過剩人口のたまり場とせられておる、その現状は、今や単に経済問題ではなくして、すみやかに解決されねばならない社会問題である。これを政治上大企業や組織労働者、また農民に比すれば、金融、税金、社会保障、その他あらゆる面において不当に冷遇されていることはあらためて申すまでもありません。これがため本年春の総選挙におきまして、われら自由民主党は、中小企業の保護育成を国民に公約をいたしましたのであります。本法案がその実行の一方策として提出せられたことはきわめて適当であります。ただし市場乱設防止の方法につきましては、原案によつてはその目的を達することはできないと信じますから、その点のみは真の許可制に修正する必要がある。従つてこの修正を付しまして本法案の一日も早く成立することを期待いたします。次第であります。

本法案の規定せんとするところは、生活協同組合、購買会及び生産業者、卸売商の行き過ぎ是正、並びに小売市場の乱設の防止にとどまるのであります。小売商の保護育成のためには、なお多くの方策の実行を必要とすることはもちろんでございます。現に政府は、本年の六月第二十九回特別国会におきまして、その中小企業対策として、一、組織化の推進、二、金融の円滑化、三、税制の改正、四、設備の近代化、五、経営及び技術の指導、六、輸出振興、七、共済制度の確立、八、小売商業の保護育成等の項目を列挙せ

られまして、その実施を天下に声明せられたのであります。本国会こそはこれを実現すべき最善の場であると信ずるのであります。

もとより、以上各施策につきましては、予算の裏打ち、他省との折衝等の必要もありませんが、予算については、すでに昨日、今日、大蔵省の内意も判明したのであります。大蔵省の対しかなる決意を持って臨まれんとするか、明らかにならねばならないのであります。

ただいま大臣は閣議中のために御出席がありませんから、一般方策は大御出席の上に進めたいと思つて、まず右予算折衝の経過を伺います。私はあくまでも中小企業の保護育成を念願とするものであり、通産省の御活動に対しては協力し、推進したいと思つておるのでありますから、そのつもりで打ちあけてお話しを願います。

○岩武政府委員 御質問の予算折衝の経過でございますが、実はきょうの午後四時から臨時閣議におきまして、大蔵省原案の提示があるようでございまして、われわれ事務当局がその概要を大体了解いたしましたのは、おそろしく夜半になるのじゃないかと思つておりますが、今までの大蔵省当局と折衝いたしました経過の概要等につきまして、われわれ知り得ていることを御報告いたしたいと思つております。ただこれは正式に大蔵省の諸君と話しただけではございませんので、あるいは口うらでありますとか、あるいは新聞等に現われて

おります大蔵省議の断片的な記事等からの推察でございますので、あるいは間違ふかもしれません、大体お話ししてみたいと思つております。

先日申し上げました一般会計の中の設備近代化の補助金でございますが、これは本年度の計上額六億、明年度の要求額は四十億でございますが、いろいろな点から察しますと、大体本年度計上額程度は大蔵省原案に就いてあるのではないかと期待いたしております。別段の確証があるわけではございませんが、ただこの補助金につきましては、検査院の批難事項等が数件現われております、いずれも目的外の用途に使用しているという点、あるいは大蔵省の出先の財務部等の報告が、どうも普通の金融機関から融資を受けられるにかかわらず、この補助金を出しておるといふふうなことを、先方の事務当局が指摘をいたしておりますところから見ますと、大幅に一挙にふやして内示してくるということ、ちょっと期待しにくいと思つております。

しかしわれわれとしましてはこの近代化補助金の制度は、現在の中小企業対策の上で特におかれております中小企業者の設備並びに技術的レベルを向上さすほとんど唯一の有力な方法でございますから、せびとも今年度以上に増加するよう努力したいと思つております。

それから信用保険公庫の出資金の問題でございますが、このうちで融資基金の出資今年度計上額二十億に對しま

す。

す。

して、明年度二十億の増額の出資を要求いたしております。これは御案内のように各地の信用保証協会に低利長期に貸し出しをいたしまして、その信用保証協会がこれを金融機関に預託いたしまして、一つには中小企業向けの融資の増加、二つには保証のワケをふやし、さらには保証協会自体の経理の改善策として、保証料を引き下げるという一石三鳥の効果を持つている資金でございます。これは全然認めないという事はないと思っておりますが、その金額等につきましては、まだわれわれも十分察知することができませんので、本府ではただ大蔵省方面としてかなり理解があるようだという事を御報告するにとどめたいと思っております。保険基金の方の要求額三十億円は、いろいろの情勢上かなりむずかしいようでございます。

それから技術指導費、つまり都道府県あるいは市の試験研究機関の設備を新しくしたり、その技術指導業務を強化するという関係の補助金でございますが、今年度は六千万円で七カ所の試験研究所に出しております。明年度二十カ所に増加し、かつこの技術指導員という制度を特に設けて、その人件費の補助をはかるというふうなことを考えておりますが、これは都道府県あるいは市すべて中小企業の方々にかなり評判のいい費目でございます。大蔵省の査定がどうなるか、ちょっと見当つきませんけれども、おそらく今年度程度は少くとも見てくるのではないかと思っております。これはもちろんそんなことでは足りませんので、さらに増額させたいと思っております。

それから診断事業、相談所の事業活動等につきましてでも申し上げました。その辺のところの経費は、これは一種の經常費的な経費でございますから、これもまた大体今年度に近いものは内示されてくるのではないだろうかと思っております。ただこの両費目とも今年度はかなり対象をふやすとか事業の量を大きくするとか、あるいは補助率を引き上げるとかいうことは考えておりますが、その辺につきましては若干大蔵省方面には異論があるだろうかと思っております。

輸出振興費でございますが、これはあまり大きな金額でもございませぬので、これも若干見込みがあるだろうと思っております。それから今年度新規になりますが、中小商業の基本調査費、これは前回の委員会におきまして少し詳しく申し上げましたが、二千二百万円要求しております。これも新規事業とはいえず、昨年度の中小工業の方の基本調査と相伴うものでありますから、これもまた新規事業ということで要求通りということはないだろうという事は想像していただけるかと思います。あるいはわれわれの方の期待が甘いのかも知れませんが、しかしこれは査定いかんにかかわらずぜひ復活要求で所定の仕事をやるようにしたいと考えております。それから中央並びに地方の中央会の補助事業でございますが、これはいろいろ農林関係の中央会等の権衡等もございまして、これまたある程度の金額は計上されて内示されてくると思っております。それから協同組合の共同施設の補助金でございます。これもまた長年協同組合の共同事業を推進するにあずかって力のあった経費でございます。現在もかなり方々で要求がございまして、これはある程度原案で内示されるだろうと思っております。もともと費目は本年度計上額が一億円でございしますから、これが大幅にふえるという事は、ちょっと期待しにくいと思っております。

それから財政投融資でございますが、この方も一般会計と同じようにわれわれの推測ないし期待というところがございします。的確なことはわかりませんが、大体申し上げますと、商工組合中央金庫、つまり商工中金の金利引き下げのために産業投資特別会計から出資三十億円を強く要求しております。これにつきましては先般大蔵大臣の談話等から見ますと、政府関係の中小企業金融機関の金利をぜひ引き下げようという努力したいというふうな談話が、たびたび新聞紙上に出ておりますので、これもまたある程度の配意はなされていくと思っております。ただ金額につきましてはまだ的確にわかりませんが、金利の引き下げにいろいろ意見の分れるところがございます。この、これはおそろしく復活要求で、このういうふうなかなり商工中金の経理面にも触れたデータで応酬しながら、増加して参りたいと思っております。目標として参りたいは、長期の貸し出しは一律に九分八厘、短期の方は日歩五毛下げまして二銭六厘ということにしたいと考えております。

それから中小企業金融公庫の方の融資、つまり資金運用部からの貸付の金額がかなり減るのではないかと、いろいろな情報がありまして、実はわれわれ非常に憂慮しております。と申しますのは、本年度に比べまして明年度は若干この回収金がふえやせぬかということ、それほど大きくこういう長期の設備資金を貸し出さなくてもいいのじゃないかということ、この二つの点を大蔵省の事務当局が指摘しておりますので、前回申し上げましたごとく四百億近い資金運用部の貸付というところは、どうも困難なような情勢でございします。これにつきましては前回申し上げましたが、明年度は中小企業金融公庫が資金運用部から借り入れております方の返済額が相当ふえますので、前年と同じような貸付金で、かえって融資の元になる原資が減るのではないかと、この二つを憂慮されるような状況でございしますから、これは何とかいたしましてある程度の融資計画の拡大ということを目標にいたしまして、復活要求をしたいと思っております。

国民公庫の方は情報がよくわかりませんが、単なる推測にとどまりませんが、この方は若干運用部からの融資のワケもふえるようでございますが、あまり大きいことは期待できないように、結局中小企業金融公庫同様、かなり苦しい資金の需給状況になるのではないかと、この二つを憂慮されておられます。いづれにいたしましても、以上申し上げましたことは現在の段階におきましていろいろな予測なり期待なり織りまぜて申し上げたのでございまして、今晚の原案内示を見ましても、今申し上げたことは申上げられませんが、今大抵予想しておりますところは、以上のようなことでございます。

○中井(一)委員 来年度の予算につきましては一兆四千億円、財政投融資五千億円と説明されておるのであります。もとより財布は一つ、要求は多数でありますから、政府が要求者の要求通り財布の口を開くことのできないことは申すまでもありません。しかし中小企業の問題というものは全く差し迫った、政治問題というよりは社会問題といふべきものでございしますから、ただいま長官の御説明によりまして、要求予算は、われわれとしては全く最低のものである。われわれの念願にはきわめて遠いのでありますけれども、それさえも通るか通らぬかわからぬという事は、きわめて心細い限りであります。何とぞ最善を尽くせんことを願います。これより直ちに問題の小売商業特別措置法案自体についてお伺いをいたします。

まずお伺いしたいのは、購買会並びに消費生活協同組合、この両者の実情であります。この二つのものに対する通産省の認識いかん、これらの事業活動と小売業者のそれと比較して、いかなる差異ありや、特に明らかにしたい点は、購買会と生協との二つが、一般小売商に比べて国家からいかなる特典、フェイバーという言葉が当るのではありませんか、そういうものを受けておるか、この点をまず明らかにしたいでございます。

○岩武政府委員 購買会の方は現在の大きな事業会社がその従業員の福利厚生のためにやっておる事業でございまして、特別にその事業に対して税制、その他のフェイバーはないようでございます。ただ会社によりましては、購買会事業に従事しております者の人件

費でありますとか、あるいはその資金の金利とか、輸送費というふうなものを、一般の会社の経費によって負担しているところがかなりあるようでございます。そうしますと、結局供給価格におきまして市価に比べて若干安くなる。いろいろなやり方があるようでございます。一割前後、はなはだしいのにならぬかと、二割をこえて安くなっているところもあるようでございます。全国的な売上高を見ますと、三百五十七購買会の売上高を調べてみますと、昭和三十年におきまして二百四十億円余りでございます。

それから消費生協の方は、これは消費生活協同組合法によって設立されている組織でございます。御承知のように地域ごとに組織しておりますものと、二つございまして、これにつきましては税制上の特例として、法人税が一般法人に比しまして安く、税率は二八%でございます。一般法人は御承知のように三八%、特別法人におきましては三三%であります。それから事業上得た利益の留保に對しまして、出資総額の四分の一までは法人税をかけないというふうな恩恵もございまして、それから印紙税、登録税等は免税になっております。地方税の方では住民税、村民税といったものは免税、それから事業税は一般法人に比しまして低いようであります。八%程度かと思っております。一般法人は一%程度かかっております。その他課税標準につきまして、固定資産税あるいは不動産取得税等におきまして、ごくわずかな範囲ではございするが、何か課税標準の特例もあるようであります。それからこれは国の予算上の措置でございますが、生活協同組合に對しまして、国の予算から都道府県を通じまして消費生協に對しまして貸付が行われております。これは共同利用の施設に對してでありまして、その貸付に對して国が半額の補助を行なっております。今年度におきましては予算がわずかでございます。九百万円程度の予算でございます。

大以上が兩者に對します。いよいよお尋ねのフェイバーということになるかと存じます。なお、御参考までに申し上げますと、現在消費生協は九百九十九ございしますが、そのうちで企業事業あるいは供給事業のいづれか一つ、あるいは双方とも、みな行なっておるのであります。が、員外利用を行なっているものは大体三分の一程度あるように言われております。

○中井(一)委員 今の特典のほか、市町村民税も免税になつておることを、私は特に指摘しておきます。さらに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の第二十四条の二によつて、生協は定価より安い価格で販売をすることができるといふ趣旨の特典を与えられている。この点も相違なしと御認めでございませうか。

○岩武政府委員 現実には定価、市価よりかなり安い値段で売つておるものが多くの場合の実例のようでございます。○中井(二)委員 ただいまの御説明を承りまして、生協の特典は実におおむねりかたにございするが、何か課税標準

人件費もその資本も、みな会社がまかなつておるといふことであります。それから、これは一般商人が苦勞をして朝から晩まで働いても働いても食うていけない実情とは雲泥の差であります。従つて率直に申せば、これら二つのものが員外に對して、小売商人はこれと競争することができないことは明らかであります。生協にしても購買会にしても、おそろく生産者価格、卸売価格そのもので売つても差がつかないほどであるにかかわらず、小売商人は何としても商売のために要する資金の利息と諸費用、ことに税金はきわめて高いのであります。その間をくぐり抜けつつ、ようやく良いものを安く売り、しかも一家の生活をしていかにばならぬ、まことにこれは気の毒な状態にある。私は何ゆゑにこの実情にかかわらず、購買会、生協を擁護せねばならぬという議論をする者があるのか、実に不思議に思つておられます。ここに政府がこの法案によりまして購買会並びに生協の行き過ぎを抑えんとする趣旨は、まことに時宜を得たものと信ずるのであります。

○岩武政府委員 主管局長が参つておられませんか、私かわりまして申し上げたいと思つて、九月に大臣名並びに企業局長名をもちまして百貨店側に對しまして、いわゆるクーポン制の自粛という内容を要望したわけでありまして、その内容は、新しいクーポン制による販売を行わないといふこと、もう一つは現在行なつておるものについても、その内容に對して自粛をするということ、二点でございます。それにつきまして百貨店側の方でも若干の自粛案を検討されたようでございます。が、まだ結論に到達しておられないようであります。他方現在のクーポン制も、これは特殊の、月賦販売の変形といふふうにも見られますので、各方面におきまして、いろいろ月賦販売の制度はいかにあるべきかといふことについての議論がございまして、通商産業省としましては、中にごさいます企業合理化審議会の流通部会におきまして、月賦販売制度はいかにあるべきかといふことを検討してもらつております。ちょうど最近議題がその百貨店のクーポン制の問題に参りまして、かなり活発な議論もあつたようでありまして、まだ実は結論を得ておりません。

○中井(二)委員 この問題は大臣御出席の節にいたすこととし、木法案につき質疑を進めます。第二条によりまして、「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業者以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することが出来る。」といふことになつておるが、第三条の消費生協の項につきましては、「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するところにより、その購買会事業を利用させることを禁止することが出来る。」といふことになつておる。これはどういふ區別があるのでありますか。

○岩武政府委員 これは法律上きわめて技術的な差別でありまして、購買会の方は、これは員外利用については許可を受けないでやつておるわけでございます。そこで利益を著しく害するところと認めるときは、現在員外利用させておつて利益を著しく害しておるといふことと、さらにあるいは現在はないけれども、将来著しく害するおそれがあることを認めるときは、これを二つ合せて表現しているために、この内容は、今申し上げましたように、現在の問題と将来のおそれ両方を含めております。

○岩武政府委員 この問題は大臣御出席の節にいたすこととし、木法案につき質疑を進めます。第二条によりまして、「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業者以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することが出来る。」といふことになつておるが、第三条の消費生協の項につきましては、「中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するところにより、その購買会事業を利用させることを禁止することが出来る。」といふことになつておる。これはどういふ區別があるのでありますか。

○中井(二)委員 これ以上が兩者に對します。いよいよお尋ねのフェイバーということになるかと存じます。なお、御参考までに申し上げますと、現在消費生協は九百九十九ございしますが、そのうちで企業事業あるいは供給事業のいづれか一つ、あるいは双方とも、みな行なっておるのであります。が、員外利用を行なっているものは大体三分の一程度あるように言われております。

それから消費生協の方は、これは許可を受けて初めて員外利用ができるわけでございます。許可を受けない前に現在すでに悪影響を及ぼしているといふことは法律的には考えられない

取いたしまして、早く投下資本を回収したいというのが、市場開設業者の多くの希望であると思えます。現に、一人の人数で数個の市場を開設しているというのめかなりあるようであり、われわれといたしましては、既存の粒々辛苦いたしました小売市場の繁栄を願うものではございますが、同時に消費者の要望もございまして、やはり合理的な経営形態で、あまり近接しないところで小売市場を設けるといふようなことが、もしこの法律の範囲内で小売業者の利益になるような方法でいえますれば、これを無理に押えるといふことはどうかと思っております。できるだけ適正な配置で新しい小売市場ができるということは、これはあるいは消費者の問題のみならず、中に入っております小売商の問題として、適切なことかと考えております。ただ、脱法的に既存の小売市場を打倒する目的で、この法律をくぐりまして、近辺に作ってむちゃくちゃな競争をやるといふことは、何とかして避けたいと思っております。

○中井(一)委員 この第五条のうちに、先ほどお伺いしましたが、「政令で定める物品の全部」というのは、生鮮食料品、すなわち野菜、魚類、肉類、この三つの物品をさすということでございます。そうすると、この三つの物品を売る商店のないもの、またはその一つ二つのものは売られておつても、三つともそろっていないもの、そういうところならば、いわゆる小売市場としての許可を必要としないと思われ、いろいろの問題が起ります。まず考えられることは、初め市場を

開始するときには、三つのものが売られておつたから許可を得た、しかしその後になって、それらの商店がなくなると、または三つのうちのひとつ二つが欠けたという場合には、その市場を一体どういう形に見るのであるか。さらにまた初めこれらの物品の商店はなかった。そうして事実上のいわゆる市場ができてしまったが、その後になってこれらの商店がその市場内でお店をするに至った、そういう場合においてその市場をどういふふうに見られるのであるか。従つてまた許可、不許可等の問題をいかに関連して考えてよろしいか、この点について伺います。

○岩武政府委員 現在の小売市場を見ておきますと、魚、野菜、肉、いわゆる生鮮食料品を大店体の数にいたしまして三分の程度まで売っている場合が非常に多い。しかもそういう店は一つの小売市場内に少くとも二軒ないし三軒、多い場合には四、五軒ある場合もあるようであり、つまりこういう品物を主体といたしまして、生活必需品をまとめて消費者に供給するという組織が小売市場であり、またそれが消費者の魅力だろつと思つており、まず初め二つしか売らなかつて、つまり自由に開設して、あとで三つ売つた場合はどうするかというお話をございまして、これは三つを売らなかつたときからひつかかる、この法律によりまして許可を考へておられます。逆の場合、これはいわばこの法律の初めには許可を受けて三つとつて、途中一つが脱落するといふようなのはめつたにならば、これはおつたが、故意にそういうふうな店を脱落さすといふことにならば、これはおそらく小売市場としての魅力を持たなくなる、お客がつかぬだらうと思つて、この法律の關係から言いますれば、まあ自由営業といふふうな解釈をしております。

○中井(一)委員 そういふことになるならば、これはもう全くザル法であつて始末がつかぬと思つて、なぜならば、三十軒でも四十軒でも市場の中に店を出させておいて、そうしてその後問題の魚屋、八百屋、肉屋等を入れて、そこで初めて小売市場としての形態を整えたからその許可を必要とするといふことになり、しかもこの法案のねらいとするところは、市場開設者と市場小売商との間の契約の規制にあると言われるのだから、あとでできた三軒のために、その以前に市場の中で店を開いておる数十軒の小売業者と市場開設者との間に結ばれておるこの貨貸借契約に対して、いかなる影響を及ぼすことができるか、これは大問題だと思つて、三人あつて入つてきた、そのため今までも永年の間、平穏の状態の家賃を払い、家賃をとつてきた、それがあらためて検討されて高いの安いのと言われる、それがもし高過ぎると認定されると、これは市場としての存在を許されないという結果になるのではありませぬか。これは民法の原則にも反し、むしろ大へんなことだと思つておられますが、こういう場合を予想しておられますか。この点をお伺い申します。

○岩武政府委員 先ほど米生鮮食料品、つまり三品目があることが市場の魅力だといふふうに申し上げておきました。やはり初めから肉、魚、野菜をそれぞれ数店舗そろえて開設するのが通常の場合だろつと思つております。そのうちのひとつあるいは二つが欠けますと、やはり消費者もその市場に寄りつかなくなる、別の店を探さすといふことになるんじゃないだらうかと考えております。通常のあり得る場合を考へて規定したのだから、今お話のように、いわば脱法的に、初めは二種類の商品しか売らないような商店の構成にしまして、あとから入れて、やういふふうな場合にになりますれば、やはり同じ貸付契約の条件で店子に家賃を請求することになりますけれども、既存のものも許可を受けていた、しかも今まで店が九つあつて、あと一つふえて十になるといふ場合に、この法律の適用を受けるという場合と同じになると思つておられます。

○中井(一)委員 御説明では納得はできませんけれども、そういう疑問だけをここに掲げておきまして、先ほど御説明のうちにあつた営業の自由、あるいは消費者の要望といふことに関する御意見を伺います。

市場の乱設を規制するといふことは悪いことではない、しかし消費者の要望も考へて、そうはならぬのだという趣旨のお説明がありました。しかしながら日本の中小企業、ことに小売商の事情というものが、全く上げも下げもならない実情にあるといふことは、今さら申し上げるまでもないのであります。従つてこれらの人々に対する政治上の施策は、おさなりではいかぬのである。全く深刻な社会問題と考へて、なければ、ほんとうの施策は立つものではない。少くとも私は通産省ごとに中小企業庁においては、そこまで割り切つておられるものと今まで信じておつたのであります。この際になつてもなお長官自身から、消費者の要望等も考慮してといふ言葉が出ますことは、はなはだ中小企業問題に対する情熱に欠けるところがある、またそれならぬと思つて、もとより消費者の立場も大切ではあります、それをそんなに強くお考へになるならば、購買会、生協に対する規制などはおやりにならぬ方がよい。元米生協の建前といふものは、ずいぶん以前に制定せられた産業組合法の伝統を引いてきておるものであります。産業組合法のそもその考へは、物資の流通は生産者より直接消費者へといふのがスローガンであつた。その点では、かつての農林当局及び関係者の考へ方は徹底しておつた。商人、小売商を中間搾取業者と呼び、こういうものがあるために、農民は高い物を買わざれば、困るのだ、従つて、物資の買入れには、商業者の介入を排斥し、御値で生産者より直接農民へ、これができれば、農民の生活は万歳だ、そういうふうな考へ方から、あの法案は作られたのであります。昭和の初めのことであり、当時農林省から出されたポスターには大きな葉っぱが描かれ、その上にこれを食うては、さなな油虫が書いてあり、葉っぱは、すなわち農民だ、油虫は、すなわち小売商人だ、葉っぱの存在の安全を期するためには、この油虫を取り去ることが産業組合の目的の一つなんだ、こういうふうなポスターまで作つて産業組合の発展、強化のた

めに宣伝をしたものであります。私は当時そのポスターを国会に持ってきて、当時の中島商工大臣に突きつけ、同じ政府の一省たる農林省が小売商の撲滅を公然と天下に宣言しておるのに、商業の本家たる商工大臣が何ゆえこれを黙過しておるか。そんなことなら商工大臣をやめるがよい、あなたには商工大臣たる資格がないと面罵したことを記憶いたしますが、その流れの考え方が、いまなおわが国各方面に残っていることは、今日ますます、苦況にあるわが国中小業者のために、私は残念でたまらぬのであります。この小売商に対し政府が保護し育成せぬとするならば、日本国の基礎たる中堅階級というものは没落するより道がない。現に没落しつつある。国家のためにこれほど憂慮したえぬことはない。願わくば、消費者の要望も大切なことではあります。少くとも中小小売工業の味方たる中小企業庁においては、はっきりと割り切って小売業者のために、擁護の情熱をそそいでいただきたい。長官もまた思いを新たにせられる必要があると信するのであります。

次に営業の自由の問題についてであります。今日私は長官との間に憲法論を上下しようとは思いません。しかし現時わが国におきまして、いわゆる営業の自由を法令もしくは取締規則等をもって制限しておるところのものは枚挙にいとまほございません。法典を見れば片々端からあるといつてもよいのであります。私の手元にとりあえず取り調べましたものでも、ここで読み上げることができぬほど多数あるのでありますから、御参考のため後で御一覽を願います。しかし一例を申せば、最近環境衛生法などという法律ができて、飲食店はもとより理髪屋さんや、クリーニング屋さんの仕事にも適用せられ、取締りを受けるともに、その営業については一種の保護を受けることになっております。ことに浴場につきましても、浴場の新設は都府県知事の定むる条例によって、既存の浴場との間に一定の距離を置かねばならない、それ以内においては、新設を許さない、こういうような法律規則ができておるのであります。もしこれがいわゆる公衆衛生上の見地からのもので、きた規制であるならば、新設せんとするふる屋が、既存のふる屋よりも設備その他の点においてよりよく衛生的であれば、一般公衆衛生のために歓迎すべきである以上、とんどん許可せられてしかるべく、ここに初めて環境衛生法の目的を達することができるとはあります。しかるにこの法規によって定められた許可の条件は、そんなことを対象とはせず、ただ既存の浴場と新設の浴場との間に一定の距離がなければ、新設の浴場を許さぬとされているのみであります。およそ衛生らしくないことが許可条件となっておるゆえに、結局浴場の乱設を防止することにはかならない。乱設を防止することによって、既存の浴場者との過当競争による混乱をなくする。その結果は、やがて保護された既存の浴場営業者は、自分の施設等をも改善をし、より浴場としていくことができるであろうというのをねらいとして、この法規はできたものである。この一例によつても、小売市場につき、なぜ憲法問題を心配したり、営業自由なんといふむずかしい問題を考える必要がある

だらうか、私は不思議でならぬのでありすが、一応この点に関する御所見を承わっております。

○岩武政府委員 私も憲法の法律的な専門家でもございせんが、憲法二十一条の公共の福祉という条件のもとに、職業選択の自由というものを認めているわけでございます。公共の福祉の解釈につきましても、これはいろいろ議論もあるかと思っておりますが、大きく言いますと、たとえ保安秩序であるとか、あるいは衛生安全あるいは大きな力による弱者の圧迫というふうな点が、今までの成文法におきましては、一応公共の福祉という解釈のもとに営業の自由を制限し得る場合のように考えられております。本件のように、数が多くて過当競争になって、その結果小売市場のサービスが落ち、あるいは営業継続が不可能になるというふうな場合が、公共の福祉に当るかどうかという点につきましては、これはかなり議論があるかと存じております。ありていに申しますと、市場開設者、これは法律的に言いますれば、おそらく不動産の賃貸業者ということになるのではないだろうかと思っております。建物所有者でかつそれを分割賃貸いたしました小売商に提供しておるということでございますれば、その不動産所有者あるいは賃貸業者の乱立、そういうことが公共の福祉と、どういうことになるかと議論を詰めて参りますと、御指摘ございました公共浴場のような場合とは若干違ふかと思っております。公共浴場の場合、乱立競争いたしました安全の基準を守れなかつた衛生あるいは安全の基準を守れなくなる。従つてその結果浴場利用者に向

生上の不便ないし不安を与えるということになるかと思ひます。ちよつとこの小売市場の場合とは若干ケースが違ふのではないかと、いふふうに見ております。われわれ中小企業庁の立場から申しますと、御指摘のように過当な営業ということをしてだけ調整したいということはもちろん考えております。そのために一体どうしたらいいかということ、実はいろいろ日夜頭を悩ましておりました。その一つの現われが例の中小企業団体の特定の場合におきます設備等の制限の問題になってくるわけでございます。また端的に製造業におきましても、あるいは物品販売業におきましても、営業自体を数を整理するために許可制にするというものは、実はあまり例がないことではあります。今の申し上げました憲法上の問題から考えますと、われわれもそういうことは考えてはみておりますが、どうも踏み切りにくいというものが偽らざるところでございます。

○中井(二)委員 長官の御説明を聞いておきますと、長官は御承知なういふ見方でござらぬかと思ひます。市場の本体はつかめません。実は私も自由民主党におきましては、小売市場は許可制にすべきことが党議で決定しておる。よつてこの点を修正し、許可制を明定することにしたいと思ひます。しかしお話を聞きますと、まず中井委員が中小企業庁の認識を改めていただくかねばならぬ必要を痛感いたしましたから、この機会に私の信するところをお聞きをいただきたいのであります。

小売市場はいわゆる一般商店と非常なる差異を持つておる、この点が、法律で規制せねばならぬ重要な根拠であると信じております。それは言葉をかえて言へば、憲法にいうところの公共の福祉に關しておるからであります。なぜならば、小売商が点々として町に存在をいたしておりますのは、その存在は一家々々として個々独立の立場にありまますし、これへ来るところの顧客も、また一度にいわゆる来集するものではないでございせん。その実情はきわめて個人的であり、平静であり、決して群集的なものでないことは明らかであります。これを市場の実情に比すれば、非常なる差異があることがわかれば、すなわち市場は一つの大きな建物の中に、または隣接したる大きな建物の中に、多数の小店舗が軒をつらねております。しかもその隔ては壁でなく、板張りのところさであるのであります。これは正に小売商店の大集団です。ここに、個々の小売商の存在と異なりたる様相があります。またこれへ来集する顧客は、その数は災におびただしく、市場によつては、一日に何万という大衆が、昼または夜、時を同じゅうして集まり来たるのであります。

この状態が個々の商店に対する来客の状態と異なることまた明らかであります。この群集、群集の状態に個々の場合と異なりたる、いわゆる公共的の様相が現われてくることは申すまでもありません。さらに具体的に申すまでもありません。まずその市場の建築自体が大衆の来集するのにかきわしい堅牢性安全性を持つておるのかを考えた場合に、それを防止したる群衆を避難せしむる用意はいかにあるか、市場内にある上下

事業とその許可権が府県に帰一している事例であつて、しかも弊害はない。しかるに府県知事にはこれを可とするが、五大市の場合には否とするという事は私は断じて承服いたしがたいのであります。

○岩武政府委員 さようでございますから、法律的には不可能でないと申し上げたわけでございます。ただこの市場の経営等につきましては、先ほどいろいろ申しましたように、民営との競願等のこともございまして、民営ででき得れば公営の経営主体でないところで許可した方が、あるいは公平にいくということもあるかという見地でございます。それからもう一つは、やはりもっと広い見地からこういう問題を処理する必要がある、こういう二点からこのような原案にした次第でございます。

○中井(一)委員 それは非常におかしい御意見です。大体現存の公設市場を市が経営しているという事は、かつて第一次の欧州大戦争当時、生活必需品の物価が非常に暴騰し、市民の生活が困つたので、暴騰を抑えるために、特に人口の多い五大市は市場を公設し、無家賃その他の特典を市場内の商人に与えて、安く売らしめ、これによつて市内一般の物資の価格の暴騰を抑えんとしたのが、公設市場開設の根本なんです。ところが今日では事態は逆です。物資は多過ぎ物価は安過ぎて困つているのがその現実でありますから、事実五大市においては、公設市場はわずかに残つているというのが実情であります。しかるにこれを取り上げて、市長に権限を与えれば、弊害でも起るかのようにおっしゃるならば、同

じ問題は、府県知事には一層多く起り得るはずであります。それに市長ではいかぬが知事ならよいとせられることは、全く理由のないことであります。ただこの問題は歴史的に府県と五大市との間に存する懸案に係るものであります。愚かにも五大市は府県知事の有する権限十六項目を市長に譲り受けることによつて、その市宝たる特別市制を地方自治法から削除してしまつたのであります。しかし五大市が市場の存在を最も必要とする都市であり、また市長がその事情を一番よく知つておるといふ関係からしても、その許可の権限を五大市長が持つことが最善であり、かつ決して弊害はないと、信じますから、その点について長官は特に御再考あらんことを希望いたしておきます。

大臣が出席されましたから大臣に伺いをいたします。私はまず中小企業に対する政府の機構について御所見を伺いたしたのであります。すなわち中小企業問題はわが国現在の大問題であることは政府も国会も、特に大臣は常に声を高くして仰せられるところでございますが、その主管官庁である中小企業庁の構成を見ますと、わずかに二部八課の小官庁にすぎません。こういう貧弱な陣容をもって果してわが国刻下の政治、経済、社会の大問題である中小企業問題解決のために、十分なりとお考えでありますか。事情は違ひますけれども、現にオランダやベルギーにおいては、その長官を内閣における大臣として、中産階級者という名前で同様な問題に積極的な活動をしておる事実があります。わが国においても、中小企業がほ

んとするに大問題であるとお考えになるならば、その重要性にかんがみて、これを中小企業省に昇格せしめる。省への昇格が時期尚早ならば、中小企業庁を拡大強化されて、国家的問題解決にふさわしい陣容を整えられることが必要であると思つております。中小企業の保護育成はすでに自由民主党が天下になした公約であり、特に私があるにこれを申し上げるゆゑは、あなたこそ、ほんとうに日本の通商産業の事情をよく御承知であり、深い同情と理解があるお方であると確信いたしましたので、初めに掲げて御所見を伺うのであります。

○高橋国務大臣 お説まことにございともでございます。日本の現在の経済繁栄につきましては、輸出振興ということをやかましくいってあります。この点から見ましても、現在輸出しておる商品の五〇%以上が中小工業でござい、かつ下請業を入れますと、少くとも七、八〇%は中小工業の手において行われておる。またこれに従業員としておられます従業員の数から申しましても、これまた非常に大きなウエイトを持つておるのであります。その上にこれに従業しておる人たちは、大工業において整理をされた人たちがしょっちゅうそこへ流れ込むので、労働対策から申しましても、非常に重要性をおさめておる。またこれの賃金制度等におきましても、大工業では、ある一つの組織を持つておられますけれども、これはみな個々別々であるからいろいろな業態にあるとか、同時にまた中小工業は力が一致してないものでありますから、海外における市場の調査とか、あるいは技術の向上とかいふ

うなことは、各自でんでんではできないわけでありまして、少くとも通商産業省の仕事の大部分は、中小企業といふものを中心にして考えていかなければならない。従ひまして大企業を考へる場合におきましても、中小企業といふものを考へずに指導できるものではない、こういうふうな感じを持ちまして、私は自分の考へとすれば、通商産業省は大体は中小企業省だといふ考へで進んでもよいだろう。大企業は捨てておいても各自で相当実行に移せるけれども、国の産業を伸ばしていくとか、国の政治を行うといふことについては、全部これは中小企業を中心にして考へていく必要があるだろう。私はこういうことを心の中に置いておるわけでありまして、そこで今のお説のごとく、いかにも中小企業庁の構成が小さくて二部八課である、こういうふうなことで十分であるかという御質問でございますが、重要性は十分感じておりますから、これに向つて集中するようになり、そして組織がこれで足らぬといふことであれば、御期待に沿うようにならうと思つておる。お説のごとく、今日まで私は五十年間実業界におりました、そのうちの四十年間といふものは、ほとんど中小企業者として立つた人間でございまして、それがいかに困つておるかといふことを、私は身をもつて体験しているわけでありまして、政府の方針等もそれによつて進めていきたいと思つておる。

○中井(一)委員 切に大臣の御眷顧、御尽力を期待いたします。お話の中にもありましたが、何ともしも中小企業の問題、ことに小売商の問題は同業者が多過ぎるといふことが根本の問題ではあります。一つは組織、団結がないことが重大な難点と信じます。それがため政府はさきに中小企業団体組織法を提出、法律はできたけれども、その後、この法律がどの程度に中小企業者のために力となつたか、実績の上から見て、疑いなきを得ぬのであります。もとよりラストあるいはカルテルという一連の考へについては、消費者の立場、営業自由という観点から、これを抑制していくという考へ方は原則としては間違つたものではあります。しかし一面勤労者に対して、団体協約権、罷業権まで法令で確認をした、この事実を考へてみると、無力なる中小企業者の立場はあまりにも気の毒ではないか、しかもこれを保護育成する道は、ただただ政府の理解と情熱とのほかにはありません。従つて、中小企業団体組織法の施行後その結果はいかかに現れておるか特に指摘したいのは、商工組合を作るに必要ないか、いわゆる不況条件等があまりにも厳格に過ぎるのではないか、もっとこれを緩和して、商工業者が団結をしやすきように法律の改正また行政上の措置をすみやかに、かつゆるやかにすることに思つておられますか。この点御所見をお伺いいたします。

○高橋国務大臣 さきに中小企業団体法が制定を見たのでござい、最近の情勢では、この中小企業の安定のために、さらにこの組織を強化する必要があるといふことは痛切に感じておる。いかにして団体行動をしやすきように行政指導をするか、またそういう

問題は同業者が多過ぎるといふことが根本の問題ではあります。一つは組織、団結がないことが重大な難点と信じます。それがため政府はさきに中小企業団体組織法を提出、法律はできたけれども、その後、この法律がどの程度に中小企業者のために力となつたか、実績の上から見て、疑いなきを得ぬのであります。もとよりラストあるいはカルテルという一連の考へについては、消費者の立場、営業自由という観点から、これを抑制していくという考へ方は原則としては間違つたものではあります。しかし一面勤労者に対して、団体協約権、罷業権まで法令で確認をした、この事実を考へてみると、無力なる中小企業者の立場はあまりにも気の毒ではないか、しかもこれを保護育成する道は、ただただ政府の理解と情熱とのほかにはありません。従つて、中小企業団体組織法の施行後その結果はいかかに現れておるか特に指摘したいのは、商工組合を作るに必要ないか、いわゆる不況条件等があまりにも厳格に過ぎるのではないか、もっとこれを緩和して、商工業者が団結をしやすきように法律の改正また行政上の措置をすみやかに、かつゆるやかにすることに思つておられますか。この点御所見をお伺いいたします。

ふうには法規も考えるということは全くお説の通りでありまして、その方針に向って進みたいと思ひます。

○中井(一)委員 第二に、金融の關係は各省に本国会に対する予算を内示せられました。中小企業庁長官から承わると、相も変らず重点的に取り扱われたいという事は明らかです。ただいま通産省が要求しておられるものだけは決して多いとは思ひませんが、せめて要求だけは確保をしていただきたい。私も微力ながら大蔵省へ働きかけておりましたが、大臣も部下にのみおまかせならず、みずから陣頭に立つて大いに御奮闘を願ひたいのであります。

この際、大臣にお伺ひいたしたいのは、中小企業の金融は、その限度が少額で、利息も安くはない、その手続があまりにもむづかしく官僚的であつて、實際の間に合わない、という庶民の声を何とお聞きであるか、政府の金融機関はもとより、市中一般銀行に対してはも政府の打つべき手はなはだ行き届いていない。ことに一般市中銀行は、小さい中小企業者大衆から預金を引き上げておきながら、金はこれらの人々には貸さないで、大きなところのみ貸しては、どえらい貸し倒れを起す、この実情はあまりにも不当であります。

政府は金融界の王座における普通銀行に対し、強力に働きかけて、その金を中小商工業者にも貸し出すことができ、大臣の所信をお伺ひいたします。
○高橋國務大臣 お説のごとく、中小企業として一番の差し迫つた問題として

ておりますことは、金融を緩和することと、金利の引き下げでございます。政府といたしまして、さきに信用保険公庫の出資金を増すと、今回商工組合の中央金庫の政府出資を増して、できるだけ金利を下げるという方針、あるいは中小企業金融公庫の融資額をふやすというようなこと、どうしてその金利は開発銀行並みに持つていく、この方針を堅持して進んでおるわけでございますが、どうも政府の出資にいたしまして、あるいは融資にいたしまして、私どもの要求通りにはなかなかいられないという現状でございます。この点につきましては、皆さんの御尽力を得まして、できるだけ私どもの考へておりますことが実現し得るようには御後援を願ひたい、こう存するわけでありませう。一般市中銀行も昨年来非常に金融梗塞をしておりますが、本年は金融は相当緩和になっておること、それから市中銀行の状況を調べますと、中小商工業に貸しておる貸付というものは、かつてその危険率は少いのでありまして、危険率はむしろ大口の貸付にあり、こういうふうな実情もわかつておるのであります。ただ取扱ひがあまりに小さくて手数がかかる、こういうふうな点もあつておる、こういうふうな点もあるようでありませうから、これはよく地方銀行なり一般銀行に対して御趣旨に沿うように御告もし、御誘もしてみたい、こう存する次第でございます。

とにいたします。次は税制關係であります。元來中小企業者にかへられておる事業税は、根本的に考え直す必要があると思ひます。なんとならば、元來事業税の性質は、都道府県住民が、都道府県から受けるサービスや施設による利益に対する報償として支払うべき税金である。それならば同じ立場にある農民はこれを払っていないのだし、また給与所得者の負担に比べると、税額の点において非常な不公平がある。また法人と個人企業間の不均衡についても改正せらるべき問題がたくさんある。しかしさしあたり事業税の負担の軽減は、今日中小商工業者の切望しておるところであります。しかもそれは自由民主党公約の一つである。

大臣の所信をお伺ひいたします。
○高橋國務大臣 お説の通りどうして中小企業の税制を改正しなければならぬ、個人事業税におきましても基礎控除額は現行十二万円になっておりますが、これを今度は十五万円に引き上げるといふことをやりたいと思つておられます。同時に免脱点二十万円を新設することにいたしました、こういうこと、今せつかく検討いたしておるわけでありませうので、できるだけ農民と同じような工合の税率の軽減のできるように進みたいと思つておられます。

○中井(一)委員 大臣は、ほかの公議にお出ましの必要が起つたようでありませうので、大臣に対する質疑はきかめて簡単に、大綱のみについて進めること

る関係業者の損害に対する補償問題をかにお考へになつておるか。また今春、武蔵において開催された日本商品展覧会による出費のうち、中国側に対する負債は、わが国の威信のためにもすみやかに解決すべきものであります。この機会に、その間の経過を明らかにしていただきたい。

○高橋國務大臣 日中貿易が今日の状態にあるということはまことに遺憾でございます。いたずらに政府は静観しておるわけではなく、どうかしてこれを早く解決したいということで努力しておるのであります。すでに起りました現在において、この間の商品見本市の損害の問題につきましては、最初政府は運賃を補償するという考へで進んでおりましたが、現地において輸送費、倉敷料その他の費用で相当な補償に上つておるものはそのまま据置いた、商品を引き揚げてきた、こういうふうな結果を聞いたのであります。これは国際信義上はなはだおもしろくないという考へから、政府といたしましても予備金のうちの一部分及び通産省が持つております費用の一部分をさきまして、五千五百万を支出することにいたしました。現在の見本市のあとの負債の問題は解決したわけでありませう。

なお、これによりまして、この中、貿易途絶のための損害というところにつきましては、関係者からいろいろ申し出はありますが、ただいまのところ政府はこれについては補償し得る方法まだ見込みがつかない、はつきり申しませうとそういう状態であるわけでございます。

○中井(一)委員 次には輸出貿易に關したことはきかめて残念なことでありませう。政府の静観はさることながら、これはこのままでは済まされぬ問題だと思ひます。これについてはあらためて政府の御所見を伺うことにいたしますが、この際第四次貿易協定の中断によ

○中井(一)委員 最後にお伺ひいたしたいのは百貨店法の改正問題です。本年の九月に、百貨店と日信販との月賦販売契約が、結局小企業者に対して非常な影響を及ぼすということから、通産省は大蔵並びに局長の名をもつて、百貨店協会に対し自粛の勧告をせられた。この勧告はもとより百貨店法による勧告ではありませぬけれども、實質は同じことです。しかるにさきほど長官から承わると、その勧告に対してはまだ何らの解決が見られていないということでありませう。きのう、きょうの新聞は東京三越百貨店の売り上げは、一日に三億に達しておるといふことである、大いに売り、大いにもうけることは悪いことではないけれども、一人でもうけなくてもいいじゃないか。売りたいも売れない小さい商人が、日本に数知れぬほどあるのでありますから、こういう場合に、強過ぎる者を押えて弱過ぎる者を擁護することは、政府の強い決心と施策によつてまことにすべき政治であります。力の弱い労働者に団体協約権を認め、ストライキ権を認め、えられたのも、その趣旨にはかならぬと私は信じます。何ゆゑに百貨店等に対する施策が徹底を欠くのでありませうか。日信販と百貨店との契約取引の問題について出された大臣、局長の勧告は、形式こそ百貨店法上の勧告ではないが、實質はそれと同一であります。それが聞かれないようなことならば、お出しにならない方がよろしい。一たび出した以上は、通産省と大臣、局長の名義にかけてこれを徹底せしめるのでなく、申しわけがないではありませぬか。私はこの責任はきかめて重大だと思ひます。何ゆゑに勧

る関係業者の損害に対する補償問題をかにお考へになつておるか。また今春、武蔵において開催された日本商品展覧会による出費のうち、中国側に対する負債は、わが国の威信のためにもすみやかに解決すべきものであります。この機会に、その間の経過を明らかにしていただきたい。

○高橋國務大臣 日中貿易が今日の状態にあるということはまことに遺憾でございます。いたずらに政府は静観しておるわけではなく、どうかしてこれを早く解決したいということで努力しておるのであります。すでに起りました現在において、この間の商品見本市の損害の問題につきましては、最初政府は運賃を補償するという考へで進んでおりましたが、現地において輸送費、倉敷料その他の費用で相当な補償に上つておるものはそのまま据置いた、商品を引き揚げてきた、こういうふうな結果を聞いたのであります。これは国際信義上はなはだおもしろくないという考へから、政府といたしましても予備金のうちの一部分及び通産省が持つております費用の一部分をさきまして、五千五百万を支出することにいたしました。現在の見本市のあとの負債の問題は解決したわけでありませう。

なお、これによりまして、この中、貿易途絶のための損害というところにつきましては、関係者からいろいろ申し出はありますが、ただいまのところ政府はこれについては補償し得る方法まだ見込みがつかない、はつきり申しませうとそういう状態であるわけでございます。

告に沿うように彼らを抑えることができな
きないのであるか、これを承わりたい。

ことに進められるのが当然だと思いま
す。しかし問題は、政府の御決心が先
決であります。

○高橋国務大臣 さきに政府から百貨
店に出しました勧告につきましては、百
貨店側におきましてもこれにこたえ
る用意があるという意向は表明してお
るのであります。ただその内容等につ
きましては、これは各方面にいろいろ
議論がございまして、よほど公正を期
していかねければならぬ、こういうこ
とのために、産業合理化審議会の流通
部会というのがあります。それにか
けてまして制販制度全般についての
検討を、今加えられておるわけであり
ます。政府のやっておりますことは
なほだ手ぬるい、なまぬるいというお考
えもございましてしょうけれども、こ
ういうようなことにつきましては、一
応勧告を出した以上は必ずこれを実行
せしめるといふ決意はちつとも定めて
おりますが、それを実行するためには
十分慎重を期したい、こういうこと
のために今検討しておりますことを御
了承願いたいと思ひます。

大臣の御決意を承わりたい。

○高橋国務大臣 私どもは、百貨店が
政府の勧告をばかにしているというふ
うな感じは持っておりません。それ
につきましては、先ほどお答え申しま
した通りに、十分慎重に検討して、そ
うしてこの勧告がいれられないとい
うときにはしかるべき方法をとっていき
たい、こう存じておりますが、ただいま
さしあたってこの法律を改正して、そ
れだけの強権を発動するということは
考えていないわけでありませう。

○中井(一)委員 私はなお、中小商工
業者及びその従業員の退職金、健康保
険、最低賃金制度、また東南アジア各
国に対する賠償に、わが国生産の物資
を充てる問題、並びに中共との貿易競
争その他につき、大臣の御所信を承わ
りたいのでありますが、私の質問は中
食ぬきで前後三時間に及びましたか
ら、本日はこの程度で打ち切り、さら
にまた機会を見て質問を進めたいと思
ひます。

○中井(一)委員 それゆえ私は、百貨
店法改正の必要を痛感するのです。百
貨店法の規定によれば、勧告が聞かれな
かった場合に制裁する規定がない。そ
れだから彼らはその強力を頼んで、通
産省をばかにし、大臣、局長を無視し
て、九月から十二月の今日に至るま
で、何らの誠意を示さないことは、実
にふらち千万であります。私は強者に
対し弱者を擁護することが民主政治の
根本義と信じますがゆえに、国会とし
て、また政府も百貨店法を改正して、百
貨店が勧告を聞かぬときには、通産大
臣はその営業を停止することができ

○長谷川委員長 次会は公報をもって
御通知申し上げますが、明春二十日を
目途として会議を開きます。

本日はいかにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

昭和三十四年一月五日印刷

昭和三十四年一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局